

秋季火災予防運動実施（11月9日（土）から11月15日（金）まで）

全国统一標語『ひとつずつ いいね!で確認 火の用心』

令和元年秋季全国火災予防運動が実施されます。ご自宅の防火対策は万全か、普段の生活の中で火災の発生に繋がる危険な習慣はないか、今一度ご確認をお願いします。

《3つの習慣》

- ① 寝たばこは、絶対やめる。
- ② ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

《4つの対策》

- ① 万一の火災の早期発見、早期避難のために【住宅用火災警報器】を設置する。（平成18年6月1日施行）
- ② 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ③ 火災を小さいうちに消すために、【住宅用消火器等】を設置する。また、設置済みの消火器本体表示を確認し、使用期間または使用期限が過ぎていれば新しいものと交換する。
- ④ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

火を使用するすべての飲食店に 消火器の設置が必要となりました。（2019年10月1日～）



➤ 消防法令が改正

- 平成28年12月22日、新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受け、飲食店に対する消火器の設置基準が改正されました。

➤ 小規模な飲食店でも設置が必要に

- 建物の延べ面積150平方メートル未満の飲食店でも令和元年10月1日から消火器の設置が必要となっています。（150平方メートル以上は、従前から設置が必要です。）
- こんろなどの火を使用する設備又は器具に、防火上有効な措置（調理油加熱防止装置など）が講じられている場合は設置する必要はありません。

➤ 点検の実施・結果を報告する必要も

- 設置した消火器は、設置後6ヵ月ごとに点検し、1年に1回管轄の消防署へ点検の結果を報告する必要があります。

未設置多数！住宅用火災警報器を直ちに設置しましょう。

- 峡南（広）消防本部では、毎年4月に管内の一般住宅や共同住宅を対象に、住宅用火災警報器の設置・維持管理状況について、職員が現地調査を実施しています。
- 令和元年度の調査結果は、設置率72%と全国平均82.3%を大きく下回っています。
- 住宅用火災警報器は全ての世帯で設置が必要です。まだ設置していない世帯については、直ちに設置をしてください。

◆ ご不明な点がございましたら、消防本部までお問合せ下さい。

峡南（広）消防本部 ☎055-272-1919（代表）

令和元年分 年末調整等説明会のお知らせ

鰺沢税務署、南巨摩郡及び西八代郡の各町、鰺沢法人会及び鰺沢青色申告会の共催で給与事務担当者を対象とした「令和元年分 年末調整等説明会」を開催します。

開催日	開催時間	説明会会場	対象地域
11月12日(火)	午後 1 時30分 ～ 午後 4 時00分	市川三郷町役場（1 階 大会議室）	市川三郷町
11月13日(水)		身延町総合文化会館（2 階 会議室）	南部町・早川町・身延町
11月19日(火)		富士川町民会館（2 階 大ホール）	富士川町

※他の対象地域の説明会に出席されても差し支えありません。

※年末調整関係用紙は、午後 1 時から配布します。

（用紙請求書をお持ちの方は、事前に記載の上、ご来場ください）

※源泉所得税・法定調書関係書類については鰺沢税務署に、直接お問い合わせください。

給与支払報告書については、南部町役場税務課にお問い合わせください。

〇お問合せ

鰺沢税務署 ☎0556-22-3191 南部町役場税務課 住民税担当 ☎66-3404(直通)

日本年金機構からのお知らせ

11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です!!

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、竜王年金事務所（電話055-278-1100）にお問い合わせください。

国民年金保険料の免除申請（令和 1 年度分）はお済みですか？

国民年金保険料免除の新年度は 7 月がスタートです。翌年度 6 月までが 1 つの年度となります。

昨年度（平成30年 7 月～令和 1 年 6 月）に免除の承認を受けている方、退職や所得の減少等により新規に免除を希望する方の令和 1 年度の免除申請は 7 月から受付しています。

まだ免除申請または保険料納付を行っていない場合は保険料未納期間となりますので、早めのお手続きをお願いいたします。（申請は市町村役場窓口、年金事務所窓口、ホームページから申請書をダウンロードしての郵送、いずれかで行うことが可能です。）

■日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp>